



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 8月10日金曜日 第3000号

◇ 目 次 ◇ 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医療対策課) ... 635

告 示

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 643

指定自立支援医療機関の所在地の変更..... (") ... 643

指定自立支援医療機関の辞退..... (") ... 643

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 643

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 644

道路の供用開始(県道双岩停車場和泉線)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 644

公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定に基づく措置の公告(2件)..... (循環型社会推進課) ... 644

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 645

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第40号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように公布する。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則(平成14年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書類の様式)			(書類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1～27 省略			1～27 省略		
28	省令第35条の8 (省令第35条の11において準用する場合を含む。)の申請書	省略	28	省令第35条の8第1項(省令第35条の11において準用する場合を含む。)の申請書	省略
29～31 省略			29～31 省略		
(手続の方法)			(手続の方法)		
第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。			第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1～6			1～6		

	省略	
7	省略	
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	省令第9条の15の2 の認定の申請	病院医師宿直免除診療体制認定 申請書（様式第50号の2）

様式第19号（第2条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の2関係）医療法人設立認可申請書

省略	
開設する病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	省略
省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（現に法第7条第1項の許可を受け、又は法第8条の届出をした病院又は診療所を営営することを目的とする場合であって、その旨を記載した書類を提出するときは、省略することができる。）

(6)～(10) 省略

(11) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又

	省略	
7	法第16条ただし書の許可（政令第1条の規定により読み替えて適用される場合の承認を含む。）	病院医師宿直免除許可（承認） 申請書（様式第32号）
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	省略	
13	省略	
14	省略	
15	省略	
16	省略	
17	省略	
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	省略	

様式第19号（第2条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の2関係）医療法人設立認可申請書

省略	
開設する病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	省略
省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(4) 省略

(5) 当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類（現に法第7条第1項の許可を受け、又は法第8条の届出をした病院又は診療所を営営することを目的とする場合であって、その旨を記載した書類を提出するときは、省略することができる。）

(6)～(10) 省略

(11) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設

は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者（介護老人保健施設及び介護医療院にあっては、臨床研修等修了医師が管理者となる場合に限る。）の臨床研修等修了登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合）にあっては、臨床研修等修了登録証及び再教育研修等修了登録証）の写し

(12) 省略

3 省略

4 開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の一部を理事に加ええない場合にあつては、医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第22号）を併せて提出すること。

5 省略

様式第20号（第2条、様式第19号、様式第23号関係） 医療法人理事特例認可申請書

省略	
開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	省略
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）又は医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第23号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 医療法人の開設する病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

(4)・(5) 省略

様式第22号（第2条、様式第19号関係） 医療法人管理者理事特例認可申請書

省略	
当該管理者の管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	省略
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 医療法人の開設する病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

(4)・(5) 省略

様式第23号（第2条、様式第1号、様式第20号関係） 医療法人

_____の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者（介護老人保健施設_____にあっては、臨床研修等修了医師が管理者となる場合に限る。）の臨床研修等修了登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合）にあっては、臨床研修等修了登録証及び再教育研修等修了登録証）の写し

(12) 省略

3 省略

4 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設_____の管理者の一部を理事に加ええない場合にあつては、医療法人管理者理事特例認可申請書（様式第22号）を併せて提出すること。

5 省略

様式第20号（第2条、様式第19号、様式第23号関係） 医療法人理事特例認可申請書

省略	
開設する病院、診療所又は介護老人保健施設_____	省略
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）又は医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第23号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 医療法人の開設する病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設_____の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

(4)・(5) 省略

様式第22号（第2条、様式第19号関係） 医療法人管理者理事特例認可申請書

省略	
当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設_____	省略
省略	

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 医療法人の開設する病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設_____の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

(4)・(5) 省略

様式第23号（第2条、様式第1号、様式第20号関係） 医療法人

(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人又は当該地域医療連携推進法人が新たに病院、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類ア 当該医療法人又は当該地域医療連携推進法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修修了登録証(その者が医師法(昭和23年法律第201号)第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証)の写し

ウ 省略

(4)~(8) 省略

3・4 省略

様式第24号(第2条関係) 医療法人解散認可申請書

省略	
開設している病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	省略
省略	

注 省略

様式第25号(第2条関係) 医療法人合併認可申請書

省略	
合併後	省略
	開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院
	省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(6) 省略

(7) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(8) 省略

様式第25号の2(第2条関係) 医療法人分割認可申請書

省略

(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書

省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人又は当該地域医療連携推進法人が新たに病院、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設_____を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類ア 当該医療法人又は当該地域医療連携推進法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設_____の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設_____の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修修了登録証(その者が医師法(昭和23年法律第201号)第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証)の写し

ウ 省略

(4)~(8) 省略

3・4 省略

様式第24号(第2条関係) 医療法人解散認可申請書

省略	
開設している病院、診療所又は介護老人保健施設_____	省略
省略	

注 省略

様式第25号(第2条関係) 医療法人合併認可申請書

省略	
合併後	省略
	開設する病院、診療所又は介護老人保健施設_____
	省略

注 1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(6) 省略

(7) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設_____の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(8) 省略

様式第25号の2(第2条関係) 医療法人分割認可申請書

省略

分割後	省略	
	開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	省略
	省略	
	開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	省略
	省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) 省略

(7) 分割後の各医療法人について、次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(8) 省略

様式第28号（第3条関係） 開設届出書

様式第28号（その1）

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(3)までに掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合には、添付を要しない。

(1)～(3) 省略

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第2号から第8号まで、第10号及び第11号並びに第2項第2号に掲げる施設並びに医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）第6条第1項及び第8条第1項に掲げる施設の有無及び構造設備の概要を記載した書類

(5)・(6) 省略

5 省略

様式第28号（その2） 省略

様式第40号（第3条関係） 医療法人解散届出書

省略	
開設している病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院	省略
省略	

注 省略

様式第42号の2（第3条関係） 地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 当該地域医療連携推進法人の開設し、又は管理しようとする施設が病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であるときは、次に掲げる書類

ア 開設し、又は管理しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定

分割後	省略	
	開設する病院、診療所又は介護老人保健施設	省略
	省略	
	開設する病院、診療所又は介護老人保健施設	省略
	省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(6) 省略

(7) 分割後の各医療法人について、次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設_____の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(8) 省略

様式第28号（第3条関係） 開設届出書

様式第28号（その1）

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(3)までに掲げる書類は、当該書類に係る原本を提示する場合には、添付を要しない。

(1)～(3) 省略

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第2号から第8号まで、第10号及び第11号並びに第2項第2号に掲げる施設並びに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第1項及び第21条の4第1項に掲げる施設の有無及び構造設備の概要を記載した書類

(5)・(6) 省略

5 省略

様式第28号（その2） 省略

様式第40号（第3条関係） 医療法人解散届出書

省略	
開設している病院、診療所又は介護老人保健施設	省略
省略	

注 省略

様式第42号の2（第3条関係） 地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書

省略

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 当該地域医療連携推進法人の開設し、又は管理しようとする施設が病院、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設_____であるときは、次に掲げる書類

ア 開設し、又は管理しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設_____の診療科目、従業者の定

員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設し、又は管理しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修修了登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にある場合は、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の写し

ウ 省略

(4)・(5) 省略

様式第43号（第3条関係） 診療所病床設置届出書

省略	
所 在 の 場 所	
医師、看護師その他の従業者の定員（一般病床のみに係る届出の場合は、記載を要しない。）	
構造設備の概要（一般病床のみに係る届出の場合は、記載を要しない。）	機 能 訓 練 室
	談 話 室
	食 堂
	浴 室
省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、一般病床のみに係る届出の場合にあっては、添付を要しない。

(1) 従業者の職種及び員数を記載した書類（非常勤の従業者の員数にあつては、常勤の員数に換算し、療養病床に入院する患者を担当する人員を括弧内に内数で記載すること。）

(2) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、療養病床に係る病室、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室についてはその旨を、病床については病室ごとに病床の種類及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。なお、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第4条に規定する既存診療所内の患者が使用する廊下の幅については、括弧書きで記載すること。）

(3) 省略

様式第50号（第3条関係） 医療法人役員変更届出書

省略

注1 開設している病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を変更する場合には、備考欄に 印を付し、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称を記載すること。
2 省略

員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

イ 開設し、又は管理しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設 _____ の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及びその者の臨床研修修了登録証（その者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にある場合は、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の写し

ウ 省略

(4)・(5) 省略

様式第43号（第3条関係） 診療所病床設置届出書

省略	
所 在 の 場 所	
省略	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し _____、病床については病室ごとに病床の種類及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。なお、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第4条に規定する既存診療所内の患者が使用する廊下の幅については、括弧書きで記載すること。）

(2) 省略

様式第50号（第3条関係） 医療法人役員変更届出書

省略

注1 開設している病院、診療所又は介護老人保健施設 _____ の管理者を変更する場合には、備考欄に 印を付し、病院、診療所又は介護老人保健施設 _____ の名称を記載すること。
2 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号 削除

様式第50号の次に次の1様式を加える。

様式第50号の2（第3条関係） 病院医師宿直免除診療体制認定申請書

病院医師宿直免除診療体制認定申請書							
						年 月 日	
愛媛県知事		様					
		管理者 住所			(印)		
		氏名					
病 院 の 名 称							
所 在 の 場 所							
診 療 科 名							
病 院 の 医 師 の 定 員							
病 床 数		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病 院 に 医 師 を 宿 直 さ せ ない 理 由							
医師が速やかに診療を行うことのできる体制の確保状況	連絡を受ける医師	氏 名					
		住 所					
		病院までの距離					
	連 絡 体 制						
	有 ・ 無						

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 「連絡を受ける医師」欄は、病院に勤務する医師のうち、当該病院に最も近い場所に居住する医師について記載すること。
- 3 「医師が適切な診療を行うことのできる状態の確保の有無」欄は、該当するものに○を付すること。
- 4 連絡を受ける医師の住所と病院とを明示した位置図（当該医師の住所と当該病院との距離、連絡方法、連絡から徒歩による到着までに要する時間等を記載すること。）を添付すること。
- 5 医師が適切な診療を行うことのできる状態の確保の有無について、「有」に○を付した場合にあっては、医師が適切な診療が行える状態が確保されていることが確認できる病院の規程、内規等を添付すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の医療法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の医療法施行細則の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
レデイ薬局 波止浜店	今治市内堀 1丁目 1番 8号	株式会社レデイ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 8月 1日
大洲さつき薬局	大洲市西大洲甲551番地 1	愛ファーマシー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 8月 1日
ほほえみ薬局	大洲市西大洲甲580番地 2	有限会社 大洲調剤	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 8月 1日
ハロー薬局 大洲病院前店	大洲市西大洲甲580番地 1	有限会社 ハロー薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 8月 1日
日本調剤 大洲薬局	大洲市西大洲甲592番地 1	日本調剤株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成30年 8月 1日

○愛媛県告示第781号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションサスケ	四国中央市土居町津根3025 - 1	四国中央市土居町津根3357 - 1	平成30年 7月20日

○愛媛県告示第782号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	辞退年月日
株式会社 澤田薬局	平成30年 8月31日

○愛媛県告示第783号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス土橋店
新居浜市土橋一丁目1359番 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2号
代表取締役 藤田 勝幸
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 貞方 宏司
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年 4月 1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,222平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
60台
イ 駐輪場の収容台数
10台

- ウ 荷さばき施設の面積
70平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.75立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成30年 7月31日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第784号

平成30年7月5日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜上手261番1ほか7筆	3,966

2 認可年月日

平成30年 8月1日

○愛媛県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷5番耕地503番地1地先から 同市谷10番耕地6番地2地先まで	平成30年 8月10日

公 告

○公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第13条第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講ずべき措置の内容

宇和島市吉田町知永字柳ヶ坂4番耕地136番地、4番耕地135番地及び4番耕地145番地において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格容量	製 造 者	形 式	製造年月	台 数	総重量
コンデンサー	20KVA	日本コンデンサ工業株式会社	TPE-6602R	昭和46年4月	1	18キログラム

2 措置の期限

平成30年 9月10日

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問合せ先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

電話 (089)912 2355

○公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第13条第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 8月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講ずべき措置の内容

宇和島市津島町近家甲209番11において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格容量	製 造 者	形 式	製造年月	台 数	総重量
コンデンサー	20 K V A	松下電器産業株式会社	Z B - 96203 R - 2	昭和42年 7月	1	28キログラム
コンデンサー	30 K V A	東京芝浦電気株式会社	S R T R - A 6 F R	昭和43年 8月	1	27キログラム

2 措置の期限

平成30年 9月10日

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問合せ先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

電話 (089)912 2355

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年 8月10日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
シンチレーションカメラシステム1式 (月額賃借料/県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年 7月23日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	1,537,596円	一般競争入札	平成30年 6月 1日